

○信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）

改正案	現行
<p>信用金庫法第五十四条の二十一第八項及び第五十四条の二十三第十項の規定並びに信用金庫法施行規則第七十条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が信用金庫若しくは信用金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計</p>	<p>（新設）</p> <p>（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）</p> <p>第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。</p> <p>一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計</p>

額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこと。

二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、信用金庫に係る集団（規則第六十条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 信用金庫連合会、銀行、法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるもの又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会又はその子会社等（規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人

額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二（略）

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫に係る集団（規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二（略）

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

第三条 信用金庫連合会、銀行、法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるもの又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会又はその子会社等（規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人

の役職員を含む。)及び当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十)を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、信用金庫連合会に係る集団(規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

の役職員を含む。)及び当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫連合会に係る集団(規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために

営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第六項の場合において、従属業務を営む会社が、当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこととする。

営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第六項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。